

組合員各位

電九協福岡電設協同組合  
理事長 松岡 光好

## 需要場所や発電場所の取り扱い見直しについて

従来、1 需要場所に対しては1 引込み1 契約が原則であり、あくまで例外的な取り扱いとして、電気自動車の急速充電器やF I T電源に限り1 需要場所2 引込みが認められていました。

しかし、近年の需要家からのニーズの高まりを受け、本年4月から上記以外のケースについても、「1 需要場所複数引込み」や「複数需要場所1 引込み」が認められるよう電気事業法施行規則及び九州電力送配電の託送供給等約款が見直されています。

これに該当する申込については専用書類の添付が必要となるものの、その様式については示されていませんでしたが、この度、様式が正式リリースされましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 「特例需要場所」見直しの概要

以下のいずれかに該当する場合は、「1 需要場所複数引込み」「複数需要場所1 引込み」による供給が認められます。

##### ① 災害による被害を防ぐための措置

⇒ (例) 災害時に学校の体育館が避難所になった場合に、体育館への別引込みを可能とすることで、受変電設備の交換等が発生せずに済み、エアコンの設置が容易になる。

##### ② 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置

⇒ (例) 一需要場所内に別の需要家が別引込みで再エネ設備を設置できれば、再エネ電源の普及促進が期待できる。

##### ③ 電気工作物の設置および運用の合理化のための措置

⇒ (例) データセンターの増築の場合等で、2 引込みを可能とすることで受変電設備を交換せずに済み(特別高圧とならない)、需要家と送配電事業者双方にコストや工期の面でメリットがある。

#### 2 上記申込時に必要となる様式(九州電力送配電管内向け)

- 特例区域等の適用に関する確認書(1 需要場所2 引込み用 別紙1)
  - 需要場所間の電力融通に関する確認書(複数需要場所1 引込み用 別紙2)
- ※ これらの帳票は、九州電力らくらくネットのダウンロードページ、或いは九州電力送配電のHPよりエクセル版をダウンロードできます

### 3 組合支部における確認書の取り扱い

確認書の有無について組合支部でチェックしていただく必要はありませんが、受け付けた申込書類に確認書が添付されていた場合、スキャナ設置支部における集中化システムの処理上は、帳票分類を「その他」で登録してください。

### 4 適用の判断基準について

上記「特例需要場所」の適用可否については、資源エネルギー庁が公表するQ Aに基づき、それぞれの配電事業所が申込みごとに個別に判断することとなります。

【特例需要場所及び複数需要場所を1 需要場所とみなすことに関するQ&A】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html) (資源エネルギー庁HP)

### 5 その他添付資料

- 需要場所や発電場所の見直しに係る取り扱いについて (別紙3)
- 「需要場所・発電場所」等の見直し概要 (別紙4)

以 上

※別紙は組合ホームページに掲載しております。

(ホームページをご覧になりたい方は組合までご連絡ください)